

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 道路の供用廃止【建設局道路部管理課】

2

### ◇ 公 告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】
- 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（2件）【建設局総務用地部総務課】

3

5

北九州市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和4年12月2日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
3493	下畑町2号線	八幡西区下畑町726番10から 八幡西区下畑町726番10まで

## 北九州市公告第820号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年12月2日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 件名 RPAソフトウェア「WinActor」ライセンス調達
- (2) 履行の内容 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
  - イ 期間 この公告の日から令和4年12月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償

で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に連絡すること。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和4年12月13日午後1時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3007

北九州市公告第 8 2 1 号

地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 6 番 4 6  
北九州市八幡西区大字本城 2 6 4 7 番 1  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 4 7 5 番 1 1  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 4 7 6 番 1 6  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 5 6 0 番 4  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 9 7 3 番 7
- 2 筆界案を確認することができる場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者  
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者  
北九州市
- 5 意見の申出  
令和 4 年 1 2 月 2 日から同月 2 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。  
なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 3 項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第 8 2 2 号

地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号。以下「準則」という。）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番  
北九州市小倉南区湯川二丁目 8 5 番 6  
北九州市小倉南区湯川二丁目 8 9 番 3  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 5 番 7 6  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 5 番 7 8  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 6 番 3  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 6 番 4  
北九州市小倉南区湯川二丁目 1 1 6 番 5 9  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 5 6 0 番 2 4 3  
北九州市八幡西区御開三丁目 3 5 6 7 番 2 2
- 2 筆界案を確認することができる場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者  
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者  
北九州市
- 5 意見の申出  
令和 4 年 1 2 月 2 日から同月 2 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。  
なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 3 0 条第 4 項の規定により筆界の調査を行う。